

○農林水産省告示第二千二十八号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第五十七条の規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第八百六十七号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

		改正後		改正前	
第三 インド洋まぐろ類 委員会の設置に関する 協定第二条に規定する 海域のうち、東経百四	（略）	第一 西部 及び 中部 太平洋 洋に おけ る高 度回 遊性 魚類 資源 の保 存及 び管 理に 関す る条 約第 三条 に 規定 する 海域	1 北緯二十度 以南、南緯二 十度以北の海 域を除く全海 域	1 全海域	第一 西部 及び 中部 太平洋 洋に おけ る高 度回 遊性 魚類 資源 の保 存及 び管 理に 関す る条 約第 三条 に 規定 する 海域
	（略）	2 北緯二十度 以南、南緯二 十度以北の海 域	漁具に関する制限 一 次に掲げるいずれかの要件を満たす漁具を使用しなければならない。 イ・ロ（略） 二・三（略）	（新設）	（略）
第三 インド洋まぐろ類 委員会の設置に関する 協定第二条に規定する 海域のうち、東経百四	（略）	1 北緯二十度 以南、南緯二 十度以北の海 域を除く全海 域	漁具に関する制限 一 次に掲げるいずれかの要件を満たす漁具を使用しなければならない。 イ・ロ（略） 二・三（略）	（新設）	（略）
	（略）	2 北緯二十度 以南、南緯二 十度以北の海 域	一 前項第一号に掲げる要件の全てを満たす漁具を使用しなければならない。ただし、さめをとることを目的とする場合にあつては、同号に掲げるいずれかの要件を満たす漁具を使用すれば足りるものとする。 二 隣接する浮玉間の釣の数が五以下である場合には、前項第二号に掲げる漁具のうちいずれかの漁具（同号イに掲げる漁具にあつては、その形状が円形又は楕円形の漁具であつて、釣先が釣軸に対して垂直であり、ひねりが十度以下であるものに限る。）を使用しなければならない。	（略）	（略）

)	(略)	十一度以西、南緯二十 五度以南の海域	二種類の措置を講じたものとみなす イ〜ハ (略)
	(略)		
)	(略)	十一度以西、南緯二十 五度以南の海域	イ〜ハ (新設) (略)
	(略)		

附 則

この告示は、令和六年一月一日から施行する。